同条第４項中「第３号」を「第４号」に改める。

附　則

1　この変更は、令和８年４月１日から施行する。

2　変更後の第29条第１項及び第２項の規定は、令和８年４月以後の月分の掛金及び負担金並びに任意継続掛金について適用し、同月前の月分の掛金及び負担金並びに任意継続掛金については、なお従前の例による。

林野庁共済組合定款の一部改正について

林野庁共済組合定款（13林共第36号）の一部を次のように改正する。

令和８年４月１日　　林野庁共済組合代表者
林野庁長官　小坂善太郎

第20条第１項中「及び第４号」を「、第３号及び第５号」に改める。

第20条第１項の表を次のように改める。

組合員の種別	掛金率				負担金率			
	短期給付	福祉事業	介護納付金	子ども・子育て支援納付金	短期給付	福祉事業	介護納付金	子ども・子育て支援納付金
長期組合員	51.49/1,000	0.94/1,000	8.34/1,000	1.15/1,000	51.49/1,000	0.94/1,000	8.34/1,000	1.15/1,000
短期組合員	51.49/1,000	0.94/1,000	8.34/1,000	1.15/1,000	51.49/1,000	0.94/1,000	8.34/1,000	1.15/1,000
任意継続組合員	102.98/1,000	1.88/1,000	16.68/1,000	2.30/1,000				

第20条第２項の表を次のように改める。

組合員の種別	職員団体又は組合の負担金率			
	短期給付	福祉事業	介護納付金	子ども・子育て支援納付金
長期組合員	51.49/1,000	0.94/1,000	8.34/1,000	1.15/1,000

第20条第４項中「第３号」を「第４号」に改める。

附　則

1　この改正は、令和８年４月１日から施行する。

2　改正後の第20条第１項の規定は、令和８年４月以後の月分の掛金及び負担金並びに任意継続掛金について適用し、同月前の月分の掛金及び負担金並びに任意継続掛金については、なお従前の例による。

国立研究開発法人土木研究所の役員の任命の公表

独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第20条第４項の規定に基づき、国立研究開発法人土木研究所の役員を任命したので、同条第５項の規定に基づき次のとおり公表する。

令和８年４月28日　　国立研究開発法人土木研究所　理事長　藤田　光一

令和８年４月１日付けで、宮藤　秀之を国立研究開発法人土木研究所の理事に任命する。